

令和8年度第3回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日 令和8年6月10日（水）

招 集 場 所 米子市役所旧庁舎603

開 会 午後1時30分

出席農業委員 1番 赤尾昇委員 2番 足立康雄委員 3番 泉新一委員 4番 岩佐清志委員 6番 木村静子委員 7番 公本英夫委員
8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員 11番 高橋敦美委員 14番 田子博康委員
16番 能登路幸輝委員 17番 船越真委員 19番 米澤美憲委員

欠席農業委員 5番 木下壽美子委員 12番 宅野真二委員 13番 竹中誠一委員 15番 中本公平委員 18番 安井貴之委員

出席推進委員 廣東宣明委員 福田忠雄委員 奥田慎也委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 大縄敬次委員 三島通政委員
大塚清徳委員 福長正樹委員 高尾和広委員 中西文子委員 松本裕三委員 本池実委員 大家保委員 尾坂宣雄委員
福島公明委員 橋本慎一委員 田中英省委員

事 務 局 古橋事務局長 福田担当事務局長補佐 妹尾係長 道下係長 藤原主任 渡邊主任

傍 聴 人 無し

日 程 1 会長あいさつ
2 議事録署名委員の指名
3 議事

（1）農地法各条申請審議等

- ア 第1号 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について
- イ 第2号 農地転用事業計画変更申請に対する意見具申について
- ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
- エ 第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について

オ 第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

4 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (8) その他

議事開始 午後3時30分

議長（角会長）

それでは、第3回農業委員会総会を開きます。議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席6番の木村農業委員と7番の公本農業委員にお願いしたいと思います。本日の欠席は、木下農業委員と宅野農業委員と竹中農業委員と中本農業委員と安井農業委員です。

それでは、審議に入ります。

3ページ、議案第1号をお願いします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

4ページ、番号11の彦名町から番号14の大篠津町について審議します。事務局から説明してください。

道下係長（事務局）

3条許可案件について説明いたします。

番号11番の彦名町の議案について説明いたします。申請地は、田1筆の198平方メートルと畑2筆の2,509平方メートルの農地を贈与されるものです。

番号12番の上福原の議案について説明いたします。上福原の申請地は、田1筆の198平方メートルの農地を売買されるものです。

番号13番の車尾南の議案について説明いたします。車尾南の申請地は、田2筆の1,059平方メートルの農地を売買されるものです。

番号14番の大篠津の議案について説明いたします。大篠津の申請地は、畑1筆の595平方メートルの農地を売買されるものです。

詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（角会長）

番号11の彦名町について、担当委員さんから補足があればお願いします。

高尾推進委員

現地確認は5月14日に公本農業委員と2人で行いました。譲渡人は最近認定農業者になった人です。譲渡人は高齢でなかなか農業ができないということで、以前からの知り合いでもあり、申請地の近くの農地を耕作している譲渡人に贈与する話でまとまりました。許可については問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長（角会長）

番号12の上福原について、担当委員さんから補足があればお願いします。

廣東推進委員

現地確認は5月12日に影嶋推進委員と2人で行いました。譲渡人が以前から耕作していましたが、そろそろ農地を手放したいとのこと
で売買の話が出ました。許可については問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長（角会長）

番号13の車尾南1丁目について、担当委員さんから補足があればお願いします。

廣東推進委員

現地確認は5月23日に舩越農業委員と2人で行いました。現在は荒れている農地になります。譲渡人は市外在住の方で、農地を売りたい
と思っていたところ、隣接する家の住人と、農業をした経験はありませんが農地が売りに出されているということで、売買の話になりました。
許可については問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長（角会長）

番号14の大篠津町について、担当委員さんから補足があればお願いします。

本池推進委員

現地確認は5月21日に角農業委員と2人で行いました。以前から耕作していた譲受人が、今回売買にて取得するものです。許可につい
ては問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

関本農業委員

番号13についてですが、現在草が伸び放題の荒れた状態で、農業をしたことが無い人が一反を耕作できるのでしょうか。

船越農業委員

譲受人から聞き取りをしています。農業はしたことはないが、現在の所有者の承諾の元、農協に草刈りの依頼をしています。ご兄弟がトラクターを持っているため、それを借りながら、家庭園芸から始めていきたいとのことです。特に問題はないと思っています。

関本農業委員

この農地に関して、4条や5条の議案に載ってこないかどうかを注視していきたいと思います。

議長（角会長）

そうしますと、まず、番号11の彦名町について採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、番号12の上福原について採決したいと思います。これについては、関係者の船越農業委員は、議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、番号１３の車尾南１丁目と番号１４の大篠津町について採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、５ページ、議案第２号をお願いします。

農地法関係事務処理要領の第４の７の（３）のエの（イ）の規定により、農地転用事業計画変更申請に対する意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、６ページ、番号１の車尾南１丁目について審議します。事務局から説明してください。

妹尾係長（事務局）

事業計画変更１番について説明いたします。詳細は議案のとおりです。場所については画面をご覧ください。現場事務所を目的とした一時転用申請が以前あり、令和７年７月２日に転用許可が下りております。事業計画変更の内容につきましては、冬場の積雪や資材納期の遅れ等により工期に遅延が発生したため令和８年９月３０日までに転用期間を変更するものです。ご審議よろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、計画変更申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、７ページ、議案第３号をお願いします。

農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第５条第３項において準用する、第４条第３項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、８ページの番号１３から、９ページの番号１６の安倍について一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

三島推進委員

13番から15番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅・進入路を計画したものです。6月1日に泉農業委員と2人で現地確認を行いました。被害防除計画ですが、最高40センチメートルの盛土造成を行います。擁壁についてはコンクリートブロックを3段、設置いたします。雨水の排水について、溜桝後農業用水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接耕作地はありません。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で50メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

続いて、16番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅・進入路を計画したものです。6月1日に泉農業委員と2人で現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用いたします。擁壁についてはコンクリートブロックを設置いたします。雨水の排水について、溜桝後既設の道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございますか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号17の陰田町について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

佐々木推進委員

17番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、駐車場を計画したものです。5月27日に小西農業委員と2人で現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用いたします。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合同意を確認しております。隣接耕作地、改良区の該当はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域内にある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号18の彦名町について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

公本農業委員

18番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。5月28日に高尾推進委員と2人で現地確認を行いました。被害防除計画ですが、最高20センチメートルの盛土造成を行います。擁壁についてはコンクリートブロックを設置いたします。雨水の排水について、溜桝後既設の道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者同意、水路を管理しております自治会の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で第3種農地に該当します。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、１０ページ、番号１９の淀江町平岡について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

田中推進委員

１９番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、防災上必要ということもあり、公民館を計画したものです。６月６日に中本農業委員と２人で現地確認を行いました。造成計画については最高３０センチメートルの盛土造成を行います。その他にも、緩衝地を設置します。雨水の排水について、溜桝後地下浸透及び既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、農業集落排水へ流す計画で問題ありません。実行組合の同意を確認しております。隣接耕作地、土地改良区の該当はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第２種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

関本農業委員

農地は、自治会の所有になるのでしょうか。

渡邊主任

福平自治会が法人になっているため、自治会の所有になります。

議長（角会長）

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、11ページ、議案第4号をお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、12ページの番号6－1から、15ページの番号6－18までを一括審議します。事務局から説明してください。

道下係長（事務局）

議案11ページの農用地利用集積等促進計画各筆明細について説明いたします。12ページの6－1は、新規の方です。14ページの6－16は、耕作者が担い手機構になっておりますが、これは、彦名新田の3筆は、機構が再生事業を行うためです。和田については、就農予定の新規就農者の農地として中間保有するものです。それ以外の11ページの番号6－2から15ページの番号6－18は、近隣ほ場の耕作者であるため 権利の設定をするものです。ご審議よろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと、まず、12ページの番号6－1から、14ページの番号6－18までを一括して採決したいと思います。賛成の方の挙

手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

続きまして、18ページの議案第5号をお願いします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明について、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農用地に係る相続税の納税猶予について、申請者が同法施行令第40条の7第2項の規定に該当する適格者であることを次のとおり証明したいので、審議を求めます。事務局より説明をお願いします。

藤原主任（事務局）

申請者から、農地5,133平方メートルについて、相続税の納税猶予に関する適格者の証明を受けたい旨の申し出がありました。これらの農地を、船越農業委員と影嶋推進委員に立ち会っていただき現地を確認したところ、適正に耕作、管理されていました。問題はないと思います。

議長（角会長）

ただいま事務局より説明のありました審議事項について、何かご意見はございませんか。

そうしますと、申請者は適格者である旨を証明したいと思います。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

福田担当事務局長補佐

報告いたします。

20ページの農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、3件を受理しています。

21ページの農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、3件を受理しています。

22ページから29ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、23件を受理しています。

次に、30ページから33ページの非農地現況証明について、4件を証明しています。

次に、34ページの農地の転用事実に係る照会に対する回答について、2件を回答しています。

次に、35ページの農地転用現況確認書の交付について2件を交付しています。

次に、36ページから37ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行なっている旨の証明について、2件を回答しています。

事務局からの報告については以上です

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、事務局から連絡事項をお願いします。

福田担当事務局長補佐

（事務連絡）

議長（角会長）

これを持ちまして、第3回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後4時15分